

令和6年第3回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年3月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 3階 第5会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員(2名)

5番 倉田 益式 6番 小松 伸治

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第16号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第17号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 14 番 (宮澤)

議事録署名人 16 番 (伊藤)

開 会 令和6年3月26日 午後3時00分

次 長 (山本 孝浩君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

局長は会議で、まだ戻りませんが、定刻となりましたので、ただいまから令和6年第3回農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。

まずは氣賀澤会長、御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、改めまして、こんにちは。(一同「こんにちは」)

雨続きの3月の末ということで、農作業のほうもなかなか進まないと思います。寒さも今日あたりで緩んで、明日あたりから暖かくなるという天気予報となっておりますけれども、天気のことですんでよく分からないというのが実情です。

そんな足元の悪い中をお集まりいただきました。審議につきましては慎重審議をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

次 長 (山本 孝浩君)

ありがとうございました。

そうしましたら、会議前の一言と農業委員会憲章の朗読のほうを、8番の滝沢委員、お願いいたします。

8 番 (滝沢 久美子君)

今日は、2月に表彰していただきました地元東伊那営農組合の6次産業化研究会についてお話ししたいと思います。

この組織の始まりは、平成26年のマツタケまんじゅうというものの販売からだそうです。マツタケ型を業者に特注で作ってもらって、たい焼きのマツタケの形のバージョンを焼きます。たまにスライスしたマツタケが入っているときもあります。今もイベントに参加して販売していますので、食べていただいた方もいらっしゃるかもしれません。

平成27年には乾燥機を導入して——今は2機になっていますが——あまり大き過ぎないので、小回りが利いて使い勝手がよいようです。その機械を使って地元のリンゴ、ブドウ、イチゴ、キウイフルーツ等で作るドライフルーツが今は売上げの1位になっています。

ほかに柿で作るあんぽ柿のフロマージュやミルフィーユ、干し柿チップスや割れ柿の柿とか、桑の葉で作るパウダー、それを使った乾燥麺、ほかに乾燥野菜等を販売しています。これらの商品は、作業員がいろいろな立場の方の意見をお聞きし、何度も失敗し、試作しながら生まれています。

また、現在はその話を聞きつけて乾燥を委託される方もいます。

私は、今は材料集めくらいしか協力できていませんが、事務局の方は材料集めより作業員を見つけること、販売先を増やすことが特に大変な仕事だとおっしゃっています。

昨年伺った松本の加工場の経営の現場でも同じ意見が聞かれました。

それでも農産物に付加価値をつけて販売できる 6 次産業化をこれからも少しでも手助けできたらと思っています。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、協議会を先に行いますので、総会は休憩といたします。

休 憩 午後 3 時 0 5 分

再 開 午後 3 時 4 5 分

会 長 （氣賀澤 道雄君）

総会を再開いたします。

それでは、これより令和 6 年 3 月 1 日付、告示第 3 号をもって招集した令和 6 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 17 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

5 番 倉田益式農業委員、6 番 小松伸治農業委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 14 番 宮澤秀一委員、16 番 伊藤宏美委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書 1 ページを御覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

上赤須区、 の南2筆、計497㎡になります。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は自宅に隣接する当地において自家消費用の野菜を栽培するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページの右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

上赤須区、 こまがねの東2筆、計1,158㎡になります。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上2件につきまして御審議ほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いします。

9 番 (小松原 博君)

まず1件目の さんを御説明いたします。今、出口さんのほうから御説明がありましたように、購入の自宅の東隣の5aの土地になります。

それで、家庭菜園をメインにしておやりになるってということで、営農計画書も添付されて、きちとなさるようです。

購入者のお母さんがメインで菜園のほうを耕作されるようなことをお聞きしてございます。

それから、2件目の さんのほうは、一応、地図で見ますと、黒塗りの上、 さんの右側のほう、ここに自宅を建築されて、それに付随して農地のほうも取得するっていうお話だそうです。

現在、こちらのほうは、土地を借りまして野菜を作っていることが現実でございます。

それで、メインは、やはりこのくらいの規模ですから、インターネットですとか、それから直販所っていいですか、そういったところに野菜を出荷して

やっていきたいというお話でございました。

以上です。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 2 番

(春日 知也君)

土地の取引に対する質問ではなくて、■■■さんは新規就農者になるんですか。

9 番

(小松原 博君)

いや……

1 2 番

(春日 知也君)

ではなく……

9 番

(小松原 博君)

もう前から耕作していらっしゃるんですよ。

1 2 番

(春日 知也君)

ああ、前からやっている……

9 番

(小松原 博君)

ええ。それで、今、この畑もお借りして作物を作っている。

それで、実は、昨年9月でしたかね、そのお話が直接本人からございました。

そのときに一度現地調査して、きれいに農地も管理されていて、作物も作っておられました。

だから、新規就農者じゃないんですよ。

1 2 番

(春日 知也君)

でも、もしかしたら地域計画にお呼びするような人なのかもしれないっていうことってということですね。

9 番

(小松原 博君)

1反歩くらいの農地です。

1 2 番

(春日 知也君)

すみません。土地取引とはちょっと別な話で、担い手の方かなと思っただけです。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

はい。分かりました。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第 13 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の 3 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をさせていただきます。

計 12 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の西 4 筆、計 1 万 262 m²になります。

申請目的でございますが、工場用地。

理由でございますが、譲受人は市内においてXXXXXXXXXXを営んでいるが生産能力及び業務拡大を図るため申請地に新たな工場を建築したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 10 月 26 日、農振除外が認可となっております。農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として既存敷地の拡張で見えております。

続きまして 2 番でございますが、場所につきましては 5 ページの右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

北割 1 区、XXXXXXXXXX の西 3 筆、計 3,349 m²になります。

申請目的でございますが、現場事務所、工事用車両置場、資材置場としての一時的な転用となっております。

理由でございますが、借受人は計画地の東側にてXXXXXXXXXXの工場を拡張する工事を施工するに当たり現場事務所などとして一時的に当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地域内でも転用できるというものになっておりまして、今回は3年間の一時的な転用となっております、使用後には原状復帰することが必須となっております。

続いて3件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED]の西1筆1,447㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在県外において借家住まいであるが両親との同居を機に移住を計画したことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は高齢により農業の縮小を検討していたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日に農振除外が認可となっております、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]ありということでございます。

続きまして4番でございますが、場所につきましては6ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の南1筆973㎡になります。

申請目的でございますが、建て売り住宅が4区画。

理由でございますが、譲受人は市内において[REDACTED]を営んでおり新たに建て売り住宅を販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日に農振除外が認可となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続いて5件目でございますが、場所につきましては7ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED]の東1筆160㎡になります。

申請目的でございますが、住宅敷地、家庭菜園となっております。

理由でございますが、譲受人は新たな自家消費用の野菜を栽培する家庭菜園に必要な敷地を確保するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となってお

ります。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として既存敷地の拡張で見えております。

続きまして6番でございますが、場所につきましては7ページの右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED]の東1筆331㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在県外にて借家住まいであるが子どもの小学校への入学に伴い妻の実家の隣接地に住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は娘夫婦の移住に協力するため要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

4ページをお開きください。

続いて7件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の東1筆351㎡になります。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が2区画。

理由でございますが、譲受人は市内において[REDACTED]を営んでおり新たな特定建築条件付土地を販売するため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため農地の維持管理が困難であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となりまして、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]ありということでございます。

続いて8件目でございますが、場所につきましては8ページの右側を御覧ください。

5-8で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の西1筆53㎡になります。

申請目的でございますが、住宅敷地、駐車場となっております。

理由でございますが、譲受人は以前より駐車場として使用していたが農地法の許可を得ないまま使用していたため今回手続を取り引き続き駐車場用地として使用するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、近隣商業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続いて9番でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

5-9で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の東1筆3,334㎡のうち1,157㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在住んでいる住宅の老朽化に伴い住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年6月14日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして10番でございますが、場所につきましては9ページの右側から10ページの左側を御覧ください。

5-10で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北2筆、計2,504㎡になります。

申請目的でございますが、仮沈砂池。

理由でございますが、譲受人は近隣の森林開発に伴い発生する地下水や雨水の処理に必要な沈砂池として農地法の許可を得ないまま使用していたことから今回手続を取り引き続き使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続いて11番でございますが、場所につきましては10ページの右側を御覧ください。

5-11で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北西1筆535㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが結婚を機に住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は子である譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年9月27日、農振除外が認可となっております。

ります。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見
ております。

続きまして12番でございますが、場所につきましては11ページの左側を御
覧ください。

5-12で表示した場所になります。

東伊那区、 の南1筆2,159㎡になります。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が5区画となっております。

理由でございますが、譲受人は市内において不動産業を営んでおり新たな特
定建築条件付土地を販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に
応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見
ております。

以上12件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番と2番をまとめて説明させていただきます。

3月4日に現地を確認いたしました。

ここは さんの新工場の建設に利用する土地です。

それで、2番目はその工事のための一時転用ということになります。

新工場建設に当たっては、1月24日に地元説明会を開いて、それで、雨水の
問題とか、そこら辺のところもしっかりされているようなので、太田切川にじ
かにそのまま落とすという形で、こっち側へ入れられちゃ困るなと思っていた
んですけども、太田切川へ直接落とすということになっていますんで、地元
のほうにはあまり影響がないんで問題ないというふうに考えています。

15番 (堺澤 務君)

3番ですけれども、この場所につきましては、この部分だけずっと耕作され
ておらず、荒地のままになっていた場所であります。ただし、上下が水田で
あるってということで、非常にもったいないということで、できればほかの土地
を探してほしいってということで、頼みましたが、 さんも数か所見たようで
すけれども、最終的にこちらになってしまったということです。

この場所の横にある さんっていうお宅ですけど、これも土地改後にうち

を建てているんで、その件を言われると困りますけれども、そういうことがあったので仕方ないという感じで意見を出させていただきました。

以上です。

17番 (河上 邦和君)

3番の補足説明をさせていただきます。

この家のところまで、左が■■■■、下は■■■■、この道路の北側は■■■■になっています。境です。

そんなわけで、この前、地図を見たらここら辺が■■■■とかなんか、ずっと線が入っておってよく分からないことになっていますが、だけど■■■■さんっていうお宅は■■■■なんで、それで、その下にある「■■■■」っていうのが■■■■ですけれども、また覚えておいていただければと思います。

まあ、そんなことはあれだね、今説明があったんでいいと思うんですけど。

私は土地改の農地水保全協定の委員もやっているんですけども、5年ほど前に、ここはカヤが背丈ほど茂っちゃって、ぼうぼうになっちゃっていたんですよ。

それで、南割のほうからあれを何とかしてもらわにゃ困るぜって言われて、私が■■■■さんのところに話に行って、あれは道路端だし、たばこの投げ捨てがあったりして火が入ったら、あそこにある■■■■さんちは丸焼けになっちゃうけど、どうするんだいと言ったら、あ、分かりましたって言って、それからシルバーに頼んで年2回草刈りをしているんです。

でも、年2回じゃね、なかなか、まだ草はいっぱい生えていて、私も自分の部屋から見えるもんで、草ぼうぼうだなと思って、ここに住んでいる■■■■さんも草の近くに住んでいてお気の毒だと思っているんですけど、そんなところですよ。

それじゃ4番のほうに行きますけど、4番ですけども、これは■■■■の上側のところで、「■■■■」という■■■■の上になります。地図で見てもらえば分かりますけれども、東側に道路があって、あとの北と南と西はもう完全に宅地化して、囲まれちゃっております。

ここに「5-4」って書いてある「5」のあたりがちょっと牧草地みたいなふうになっていて、ほんの2~3m引っかかっているんですが、そこは昔の牧草地と——平らじゃないんですよ、斜面で、今は何も作られていない状態がもう何年も続いております。

雨水は地下浸透で、あと、雑排水は下水道が前のうちも入っているということで、特に問題ないと判断しました。

以上です。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

5番と6番は私です。

5番は、ここにありますがように家庭菜園として取得したいということですので、家庭の野菜等を作っていくということです。ですので、ここは問題ないと思います。

それで、6番は、そこにありますがように、貸付人の娘さん夫婦がここへ戻ってくるということで、使用貸借で農地から転用するということです。

黒く塗ったところのすぐ右側は■■■■の用地で国のものになっておりまして、簡単に言ったら遊休という形で、農地ではありませんし、その裏側も川を挟んで一応農地にはなっていますが、ほとんど農地としての活用はしていないところで、ここを転用しても他の土地への影響はないと思って問題ないと判断しております。

以上です。

12番

(春日 知也君)

7番です。

小池委員と現地確認いたしまして、住宅街の中だということ、特に問題ないという判断をいたしました。

4番

(小松原 ひとみ君)

8番です。

3月4日に小松委員と現地確認してまいりました。

もう既に駐車場用地として使用されているため、その経緯は所有者の相続以前からのこととされていて、経過報告の中では、本来は手続をすべきものであったと理解し、改めて手続を取りたいと述べておりました。

自宅に隣接する駐車場なので譲渡人が申請するというものです。

以上です。

9番

(小松原 博君)

9番です。

こちらのほうは3月9日に氣賀澤会長と一緒に現地調査に行ってきました。

地図の左側のほうに「■■■■」っていうおうちがあるんですけど、そこが御両親の住まいです。その隣に娘さん夫婦が新しく土地を取得したいということで、現地調査をしてまいりました。

それで、雨水に関しましては地下浸透ということでやるようです。

それで、下水のほうは、この下に浄化センターがありまして、道沿いにずっと引っ張っていくそうでございます。

特別問題はないと思われました。

以上です。

- 1.3 番 (北澤 満君)
10 番の 2 筆であります。
[REDACTED] で山砂を採取している場所であります。黒く塗られた右上が山砂を大きく取っているところで、今までは、雨水や現場から流れた水を一回ため池にためて、そして川へ放流というふうにしていたんですけれども、きちっとした許可を取っていないで、それで、現場も広がってきて池を大きくしなければならぬという状態の中で、こういう申請が上がってきました。
池を造ってある場所は、もう長きにわたって耕作放棄されていた農地でありましたので、問題ないと思っております。
- 1.6 番 (伊藤 宏美君)
11 番です。
2 月 29 日に吉瀬委員と現地を確認しました。
譲渡人の子である譲受人の個人住宅を建築する目的であり、南側と東側は公道に面しており、北側、西側は畑地であるため、水路等への影響はないです。
下水は浄化槽を設置して、雨水も浸透ますを使用するため、周辺農地への影響はなく、問題はないと思います。
南側と東側ののり面の草刈り等の管理をしっかりとるよう意見書に書かせていただきました。
以上です。
- 8 番 (滝沢 久美子君)
12 番ですけれども、こちらは 5 区画を販売する住宅ということですが、その 1 区画は譲受人の娘さんが住むという形になるそうです。
それで、水路等が道端にありますし、下水道のほうも通っておりまして、のり面の草刈り等は所有者の方たちがしっかりとってくださるということで、今回は仕方ないかなと思って意見書を書かせていただきました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 2.5 番 (白川 眞武君)
8 番と 10 番なんですけど、8 番のほうは相続のときに分かったよっていう話なんですけど、10 番のほうは、発覚——発覚したって言い方はないんですけど、経緯はどういうことなんですか。
- 主 査 (出口 大悟君)
今回発覚した経過としましては、森林、林地の開発の手続を取る中で、県のほうで、沈砂池のところは実は農地で、転用の許可が出ていないのではないかと

というところで、県の林地の関係の部署のほうで気づいて、情報が農地転用の担当の課に行って、そこから市のほうに下りてきたっていうところでございます。

25番 (白川 眞武君)
はい。分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
ほかに御意見等ありますか。

1番 (森 武雄君)
質問ですけれども、2番の件ですけど、許可基準が一時転用っていうことで、3年間ということになってはいますけれども、一時転用っていうのは最高何年までが一時転用っていうんですか、そのことをちょっと事務局にお聞きします。

主査 (出口 大悟君)
一時転用でございますが、同一の目的では上限が3年となっております。ですので、今回の資材置場ですとか駐車場での使用は3年が上限でして、同じ目的ですらにもう3年とか、そういった更新はできません。ただし、別の目的で使用する場合には、また上限3年で使用できる可能性はあります。

あと、例外としまして、営農型太陽光発電につきましては上限が10年かつ更新が可能っていうふうになっております。

1番 (森 武雄君)
はい。分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございます。
ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第14号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第15号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 主 査 (高坂 貴和君)
議案書 12 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和 6 年 3 月 29 日でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 2 万 283 m²、畑が 1,842 m²、合計で 2 万 2,125 m²でございます。
貸手が 10、借手が 3 です。
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、13 ページ～14 ページに詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。
利用権設定各筆明細の番号 201 番～211 番につきましては解除条件付きの貸借となっておりますので、御確認をお願いいたします。
以上、御審議をお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員のほうで何か補足説明がありましたら……。——それでは、ないようですので、質疑、意見に入ります。
質問、御意見ありましたらお願いいたします。
〔発言者なし〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
では、議案第 2 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
ここで議案第 16 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 32 条第 1 項の議事参与の制限規定により 21 番 小原正隆委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。
〔21 番 小原正隆君 退場〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、
議案第 16 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書 15 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 6 年 3 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 13,722 m²、10 年が田 6 万 4,810 m²、合計で 7 万 8,532 m²でございます。
貸手が 24、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
16 ページ～24 ページが利用権設定各筆の明細となっております。
24 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 55 筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
ちょっと件数が多いので、時間を取りますので、地元等を確認していただければと思います。
その間に、もし地元委員のほうで補足説明がありましたらお願いいたします。

25 番 (白川 眞武君)
今回は■■■■さんっていう名前が半数以上を占めておりますけれども、多分契約の切替えの時期かと思えます。
それで、■■■■さんは東伊那にはなくてはならない担い手の方ですので—あと、ここにいらっしゃる吉瀬さんもそうですけど—やっていたかなくては東伊那が立ち行かなくなるという状況でありますので、お願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第 16 号について原案どおり可決することに御異議ございませ

2件目でございますが、■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は3,565㎡、対価につきましては106万9,000円でございます。

場所につきましては27ページを御覧ください。

中割区の■■■■の西側に位置する高速道路に面した農地となっております。

1件目2件目とも所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は令和6年4月22日となっております。

最後、3件目でございますが、農業開発公社から■■■■さんが買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は4筆合計で1,620㎡、対価につきましては125万7,300円となっております。

また、記載のとおり、所有権の移転時期、引渡しの時期等は令和6年4月15日となっております。

3件目の場所でございますが、28ページを御覧ください。

中沢2453と2445、こちらは田んぼでございますが、■■■■の西側に位置する農地、2197番1と2192番2は■■■■の南西、■■■■の南側に位置する農地でございます。

また、26ページの所有権移転一覧表の左下のほうには、1件目2件目の今後長野県農業開発公社から買い受ける方、3件目の長野県農業開発公社へ売り渡した前所有者について記載をしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上3件につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは推進委員から何か御意見ありましたらお願いします。——ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

3 番 (木下 亜紀君)

各案件ってということではないんですが、3件目の中沢の地図をちょっと拝見していると、これは古いデータに基づいているようなので、前の議案の地図は2022年の地図を使っているようなんですが、こちらの議案の3件とも古い地図に基づいているので、特に中沢に関しては、ちょっと実態と違うところとかも見受けられるなと思いましたので……。

次 長 (山本 孝浩君)

地図のことでございますけれども、3件目につきましては、こちらの位置図は令和5年12月の総会にお示した地図をそのまま再利用しているところでございます。

ただ、これはいろんなベースである住宅地図のところに公図を重ね合わせているっていったものでありますので、土地が存在する場所は間違っていないんですけども、土地の形状といったところは少し現地と食い違いがあるかもしれないです。

中沢地区につきましては、きちんと一つ一つの土地について境界が明確になっていないっていったところもありますので、今現在、法務局にある公図を重ね合わせて表示しているところは御承知おきいただきたいと思えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

公図的には問題ないんですね。ほかのところはちょっとずれがあるかもしれないという話です。

次 長 (山本 孝浩君)

補足なんですけど、なので、今ベースとなっている住宅地図の上に公図データを重ねているっていったところになりますので、例えば図でいう下にある■■■■とか、そういったところも位置関係に若干のずれはあるかもしれません。

ですので、今の公図のデータを使っているので、位置関係自体を正確に表示するというのはちょっと難しいのが現状であります。

3 番 (木下 亜紀君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

そういうことですので、分かりやすく言うと、きっちり合うかどうかはちょっと不確定なところがありますけれども、面積等については問題ないということで御理解していただければと思います。

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第17号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による転用通知についてを事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書の 29 ページを御覧ください。

農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出がありましたので御報告いたします。

1 件でございます。

場所につきましては 30 ページ左側を御覧ください。

報告事項一1 で表示した場所になります。

中沢区本曾倉の■■■■の西の 2 筆になります。面積につきましては計 60.2 m²となっております。

届出目的でございますが、農業用施設となっております。

届出内容でございますが、既存の農機具置場が狭隘なため新たな農業用の物置を建築したいというものでございます。

あわせて、以前より農業用資材及び農機具置場、農作業中の休憩施設として使用していた 2 つのほかの施設につきましても届出を行っていなかったため、今回の計画に併せて届出を行うというものでございます。

以上 1 件につきまして御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項については説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議案について審議が終了しました。

これにて令和 6 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後 4 時 3 3 分